

公平委員会臨時会次第

日 時 令和8年3月24日(火) 午前10時
場 所 朝霞市役所 選挙管理委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 議案第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第2号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- (3) 令和7年度実績報告について
- (4) 令和8年度関係団体の研修会等の予定について
- (5) 令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会次第(案)について

3 その他

4 閉 会

議案第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について

管理職員等の範囲を定める規則（平成 19 年朝霞市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する規則について議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

朝霞市公平委員会委員長 藤原 ユキ子

管理職員等の範囲を定める規則（平成 19 年朝霞市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「専門員」を「副主幹」に改め、同表市長部局の項中「長、室長」の次に「（係長に相当する職を除く。）」を加え、同表農業委員会事務局の項中「事務局次長」の次に「、副主幹」を加える。

別表第 2 中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
機関	職	機関	職
議会事務局	事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、 <u>副主幹</u>	議会事務局	事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、 <u>専門員</u>
市長部局	理事、公室長、部長、審議監、危機管理監、公室次長、部次長、副審議監、参事、課長、室長、 <u>（係長に相当する職を除く。）主幹、課長補佐、室長補佐、副主幹</u> 秘書課 秘書係長及び主査 政策企画課 政策企画係長及び主査 職員課 人事研修係長、主査、主任及び主事 給与厚生係長及び主査 人権庶務課 人権庶務係長及び主査 文書法規係長、主査、主任及び主事 財政課 財政係長及び主査	市長部局	理事、公室長、部長、審議監、危機管理監、公室次長、部次長、副審議監、参事、課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐、 <u>専門員</u> 秘書課 秘書係長及び主査 政策企画課 政策企画係長及び主査 職員課 人事研修係長、主査、主任及び主事 給与厚生係長及び主査 人権庶務課 人権庶務係長及び主査 文書法規係長、主査、主任及び主事 財政課 財政係長及び主査
会計管理者、副審議監及び出納室	会計管理者、副審議監、室長、室長補佐、 <u>副主幹</u> 、会計係長及び主査	会計管理者、副審議監及び出納室	会計管理者、副審議監、室長、室長補佐、 <u>専門員</u> 、会計係長及び主査
教育委員会	理事、部長、部次長、参事、課長、主幹、課長補佐、 <u>副主幹</u> 、指導主事	教育委員会	理事、部長、部次長、参事、課長、主幹、課長補佐、 <u>専門員</u> 、指導主事

選挙管理委員会事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、 <u>副主幹</u>
(略)	
監査委員事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、 <u>副主幹</u>
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長、 <u>副主幹</u>

別表第2 (第2条関係)

機関	職
(略)	
内間木支所	所長、主幹、所次長、 <u>副主幹</u>
朝霞台出張所	所長、主幹、所次長、 <u>副主幹</u>
朝霞駅前出張所	所長、主幹、所次長、 <u>副主幹</u>
コミュニティセンター	所長、所次長、 <u>副主幹</u>
(略)	
公民館	館長、主幹、館長補佐、 <u>副主幹</u>
図書館	館長、主幹、館長補佐、 <u>副主幹</u>

選挙管理委員会事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、 <u>専門員</u>
(略)	
監査委員事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、 <u>専門員</u>
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長_____

別表第2 (第2条関係)

機関	職
(略)	
内間木支所	所長、主幹、所次長、 <u>専門員</u>
朝霞台出張所	所長、主幹、所次長、 <u>専門員</u>
朝霞駅前出張所	所長、主幹、所次長、 <u>専門員</u>
コミュニティセンター	所長、所次長、 <u>専門員</u>
(略)	
公民館	館長、主幹、館長補佐、 <u>専門員</u>
図書館	館長、主幹、館長補佐、 <u>専門員</u>

【参考資料（改正前）】

○管理職員等の範囲を定める規則

平成19年2月28日公平委員会規則第1号

改正

平成20年10月21日公平委員会規則第1号

平成21年7月1日公平委員会規則第1号

平成22年1月28日公平委員会規則第1号

平成23年4月1日公平委員会規則第1号

平成23年7月11日公平委員会規則第2号

平成25年3月25日公平委員会規則第1号

平成26年3月27日公平委員会規則第1号

平成30年4月3日公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年朝霞市公平委員会規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第2条 本庁に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第1の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

2 出先機関に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第2の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年公平委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公平委規則第2号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 憩いの湯の項を削る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公平委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月3日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本庁

機関	職
議会事務局	事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、副主幹
市長部局	理事、公室長、部長、審議監、危機管理監、公室次長、部次長、副審議監、参事、課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐、副主幹 秘書課 秘書係長及び主査 政策企画課 政策企画係長及び主査 職員課 人事研修係長、主査、主任及び主事 給与厚生係長及び主査 人権庶務課 人権庶務係長及び主査 文書法規係長、主査、主任及び主事 財政課 財政係長及び主査
会計管理者、副審議監及び出納室	会計管理者、副審議監、室長、室長補佐、副主幹、会計係長及び主査
教育委員会	理事、部長、部次長、参事、課長、主幹、課長補佐、副主幹、指導主事
選挙管理委員会事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、副主幹
公平委員会	事務職員

監査委員事務局	事務局長、参事、主幹、事務局次長、副主幹
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長、副主幹

備考 この表中「市長部局」とは、朝霞市事務分掌規則（平成26年朝霞市規則第3号）第2条に規定する機関をいう。

別表第2（第2条関係）

出先機関

機関	職
女性センター	所長
リサイクルプラザ	所長
内間木支所	所長、主幹、所次長、副主幹
朝霞台出張所	所長、主幹、所次長、副主幹
朝霞駅前出張所	所長、主幹、所次長、副主幹
コミュニティセンター	所長、所次長、副主幹
保育園	園長
学校給食センター	所長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭
博物館	館長
埋蔵文化財センター	所長
公民館	館長、主幹、館長補佐、副主幹
図書館	館長、主幹、館長補佐、副主幹

議案第2号

サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

朝霞市公平委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年3月24日提出

朝霞市公平委員会委員長 藤原 ユキ子

朝霞市

情報セキュリティ基本方針（案）

目次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象とする脅威	2
4	適用範囲	2
5	職員等の遵守義務	3
6	情報セキュリティ対策	3
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8	情報セキュリティポリシーの見直し	4
9	情報セキュリティ対策基準の策定	4
10	情報セキュリティ実施手順の策定	4

1 目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

なお、本基本方針は、地方自治法上のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

※LGWAN (Local Government Wide Area Network)：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(1 1) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(1 2) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、以下のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
- ④ 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）第2条第2項に規定する公文書

5 職員等の遵守義務

本市が保有する情報資産に携わる全ての職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び当該ポリシーに基づき定められる実施手順を遵守しなければならない。なお、本市の業務委託を受けた外部委託業者等も、本市が保有する情報資産の範囲において同様に遵守する義務を負う。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、マシン室、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等

の技術的対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス(クラウドサービス)を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し、運用手順を定め、利用するサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附則 この基本方針は、平成17年1月12日から施行する。
この基本方針は、平成18年9月1日から施行する。
この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。
この基本方針は、平成28年1月1日から施行する。
この基本方針は、令和2年2月1日から施行する。
この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。
この基本方針は、令和5年5月1日から施行する。
この基本方針は、令和7年2月3日から施行する。
この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について

1 改正の趣旨

(1) 「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について（通知）」を受け、サイバーセキュリティを確保するための方針として朝霞市情報セキュリティ基本方針を位置付けるとともに、市長以外の執行機関についても、市長と共同で策定する。

2 国の通知のポイント

(1) 「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について（通知）」

- ①サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。
- ②すでに情報セキュリティポリシーを策定している場合は、既存の情報セキュリティポリシーの基本方針について、総務大臣指針を十分に踏まえて必要に応じて見直したものの策定をもって、自治法上の方針に位置付けることも可能。
- ③自治法上の方針を策定又は変更した際は、公表が必要。
→すでに基本方針をホームページに掲載しているため、改正後にホームページを更新して対応予定。
- ④必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の自治法上の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関で共同で策定することも可能。
→各執行機関に内部照会で意向を確認し、市長と共同で策定する。

3 朝霞市のセキュリティポリシー等への反映（改正案）

(1) 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針を受け、基本方針を自治法上の方針とするほか、対象となる行政機関の範囲を明確化。

※スケジュールは、改正法施行日（令和8年4月1日）と同日の施行を予定。

令和7年度 公平委員会実績報告

1 公平委員会事務

① 地方公務員法第8条第2項に定められている事務

	事 務	件数
1	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること	なし
2	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること	なし
3	職員の苦情を処理すること	なし
4	法律に基づきその権限に属せしめられた事務	なし

② 再就職者からの要求についての届出（地方公務員法第38条の2第7項） なし

2 職員苦情相談の実績

4件

3 職員への周知

① 苦情相談制度の周知

職員に対し、別紙の周知文を庁内メールにより配信
令和7年4月・12月

② 再就職者から依頼等を受けた場合の届出の周知

職員に対し、別紙の通知を庁内メールにより配信
令和7年12月・令和8年3月

4 朝霞市公平委員会臨時会

令和8年3月24日（火）

- ・議題（1）議案第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
- （2）議案第2号 サイバーセキュリティ方針の策定について
- （3）令和7年度実績報告について
- （4）令和8年度関係団体の研修会等の予定について
- （5）令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会について

5 関係団体の研修会等

① 全国公平委員会連合会

(1) 本部研究会

令和7年7月24日・25日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、川島委員、須崎委員、職員（三上）

(2) 通常総会

令和7年10月31日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、川島委員、職員（三上）

② 全国公平委員会連合会関東支部

(1) 総会及び第1回研究会

令和7年5月14日 茨城県北茨城市

出席者：藤原委員長、職員（高橋、三上）

(2) 第2回研究会

令和7年10月22日 茨城県北茨城市

出席者：藤原委員長、職員（高橋、三上）

③ 埼玉県公平委員会連合会

(1) 総会及び研究会

令和7年5月8日 埼玉県八潮市

出席者：藤原委員長、川島委員、職員（小笠原、三上）

令和8年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定

- 埼玉県公平委員会連合会 総会・研修会
埼玉県朝霞市（朝霞市民会館（ゆめばれす））
令和8年5月7日（木）

- 全国公平委員会連合会関東支部 総会及び第1回研究会
栃木県宇都宮市（宇都宮駅東口交流拠点施設（ライトキューブ宇都宮））
令和8年5月14日（木）

- 全国公平委員会連合会 本部研究会
東京都千代田区（日本教育会館）
令和8年7月16日（木）・17日（金）

- 全国公平委員会連合会関東支部 第2回研究会
栃木県宇都宮市（宇都宮駅東口交流拠点施設（ライトキューブ宇都宮））
令和8年10月14日（水）

- 全国公平委員会連合会 通常総会
東京都千代田区（日本教育会館）
令和8年10月30日（金）

※ 開催予定順

令和8年度埼玉県公平委員会連合会総会及び研究会次第（案）

10:30
(約15分)

正副会長会議（出席者 名）

開催都市：委員長、委員（名）、事務局長、事務職員
副会長市：委員長、委員（名）、事務局長、事務職員
副会長市：委員長、委員（名）、事務局長、事務職員
会長市：委員長、委員（名）、事務局長、事務職員

11:00
(約45分)

総会（進行：会長市事務局長）

- 1 開 会 開催都市委員長
- 2 会長挨拶 会長
- 3 来賓祝辞 開催都市 市長
- 4 全国公平委員会連合会被表彰者記念品贈呈
- 5 議 事

議長 会長

事務局説明 会長市事務局長

監査報告 監事市

次年度開催都市挨拶 次年度開催都市 ●●市
(1区)

- 6 閉 会 副会長市委員長 (市)

12:00

昼 食

13:00
(約90分)

研究会（進行：開催都市）

- 1 講師紹介
- 2 講 演

14:30

終了

令和8年度埼玉県公平委員会連合会 研修会（案）

<p>テーマ</p>	<p>人とAI・ロボットの適切な距離感と将来的な相互理解を前提とした関係性</p>
<p>テーマ目的</p>	<p>AI等の利便性のみならず危険性等の活用するにあたる留意点に焦点をあてることで、正しい理解を学び活用の幅を広げていく。</p>
<p>依頼に至った経緯</p>	<p>公平委員会の研修は、実績からもわかるとおり、公平委員としての役割に直結しないテーマも取り上げてきた。</p> <p>それは、専門外分野におけるさまざまな角度からの情報にふれることで、公平委員としての素養や教養の幅を広げ、自己研鑽に努めるためと考えている。</p> <p>この点を踏まえ、テーマについて当委員会委員長と検討した結果、当市にキャンパスがあり連携協定をしている東洋大学で、AIという最先端の分野で活躍されている津村賢宏助教からお話を伺いたいということになりました。</p>
<p>講演内容の希望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・AI活用のメリット、デメリット ・AIの注意点、危険性について ・AIは万能ではなくAIが苦手とすることもあるのではない か ・今後はAIを当たり前とする人が増加すると考えられるが、 どんな価値観、考え方に変容していくのか、そういった人との 付き合い方、相談を受ける上での留意点はなにか



津村 賢宏

ツムラ タカヒロ (Takahiro TSUMURA)

更新日: 11/14

基本情報

所属	東洋大学 情報連携学部 情報連携学科 助教		
学位	博士 (情報学) (2024年3月 総合研究大学院大学) 学士 (理工学) (2019年3月 東洋大学)		
研究者番号 ①	60999845	ORCID iD	https://orcid.org/0000-0002-3145-3120
J-GLOBAL ID	202401007211839554	researchmap会員ID	R000067537
外部リンク	https://www.takahiro-tmr.com/		

①

研究キーワード 4

[信頼エージェント](#) [共感エージェント](#) [ヒューマンロボットインタラクション](#) [ヒューマンエージェントインタラクション](#)

研究分野 5

- 情報通信 / 感性情報学 / 共感・信頼・友情
- 情報通信 / ヒューマンインタフェース、インタラクション / ヒューマンロボットインタラクション
- 情報通信 / ヒューマンインタフェース、インタラクション / ヒューマンエージェントインタラクション
- 人文・社会 / 認知科学 / 共感・信頼・友情
- 人文・社会 / 社会心理学 / 対人関係、コミュニケーション形成

経歴 3

2024年4月 - 現在	東洋大学, 情報連携学部 情報連携学科, 助教
2021年5月 - 2024年3月	総合研究大学院大学, 複合科学研究科 情報学専攻, SOKENDAI特別研究員
2019年4月 - 2021年4月	国立情報学研究所, コンテンツ科学研究科, リサーチアシスタント(RA)

学歴 2

2019年4月 - 2024年3月	総合研究大学院大学, 複合科学研究科, 情報学専攻
2015年4月 - 2019年3月	東洋大学, 理工学部, 電気電子情報工学科

委員歴 3

2025年3月 - 現在	The 13th International Conference on Human-Agent Interaction (HAI 2025), Poster Chair
2024年10月 - 現在	HAIシンポジウム, プログラム委員
2019年10月 - 2024年6月	人工知能学会, 学生編集委員

主要な論文 23

行政組織図 (令和8年4月1日現在)



